

# 計 画 書（原 案）

阪神間都市計画地区計画の決定（西宮市決定）

阪神間都市計画阪神西宮駅北地区地区計画を次のように決定する。

名 称	阪神西宮駅北地区地区計画	
位 置	西宮市和上町、田中町の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 2. 0 h a	
地区計画の目標	<p>当地区は、大阪、神戸という二大都市の中間にあり、本市の南部市街地の中央部に位置するという有利な立地条件に加え、鉄道・バス等による交通の利便性が高いことから、本市における都市核のひとつとして重要な位置にある。</p> <p>当地区では、恵まれた立地条件を活かしつつ、土地の適正かつ合理的な高度利用を推進し、文化・商業・業務機能、居住機能等の集積により、計画的な市街地環境の形成を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<p>地区内の公共施設の再編・大街区化により、交通結節点として、安全で利便性の高い車両動線と歩行者空間の確保により、地区内における各機能間のネットワークの形成、及びシビックゾーン等周辺との回遊性の向上を図る。</p> <p>各公共施設の整備方針を次のとおり定める。</p> <p>1. 道路の整備方針</p> <p>安全で快適な歩行者空間を確保するため、景観とユニバーサルデザインに配慮した歩道を整備し、主要な道路について電線類の地中化を行う。</p> <p>2. 公園・広場の整備方針</p> <p>公共施設の再編により減少する和上公園の代替機能として、シビックゾーンと交通結節点を結ぶ市道西第262号線と札幌筋線が交差する位置及び新たに整備する公共用歩廊にそれぞれ和上公園と同規模以上の広場を整備し、駅前空間における公園・広場機能を拡充する。</p>

		<p>3. その他の公共空地の整備方針</p> <p>(1) 公共用歩廊の整備方針</p> <p>安全で快適な歩行者空間を創出するため、2階レベルに駅から地区北部や東部のシビックゾーンへ繋がる公共用歩廊を整備する。また、それぞれ必要に応じて、階段等で地上のオープンスペースへ接続するなど立体的な歩行者ネットワークを形成する。</p> <p>(2) 自由通路の整備方針</p> <p>阪神西宮駅を跨ぐ南北方向の歩行者空間や駅北側に新たに整備されるバスロータリー周囲の歩行者空間を確保し、人々が集まるにぎわい空間を創出するため、広場機能も兼ねた自由通路を整備する。</p> <p>(3) 歩道状空地の整備方針</p> <p>ゆとりある歩行者空間の形成を図るため、歩道と一体的に利用可能な歩道状空地を整備する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>南部市街地の中心部にふさわしい良好な都市空間の形成と周辺地域の都市環境に配慮した市街地形成を図るため、地区特性に応じた建築物等に関する事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 創造的かつ持続的な都市環境の形成を図るため、建築物の用途の制限・誘導を行う。</li> <li>2. ゆとりある都市空間の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</li> <li>3. 快適で潤いある歩行者空間を確保するため、道路からの適切な壁面後退を行い、後退により生じた空間の緑化に努める。</li> <li>4. 敷地間相互の日照環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るため、建築物の高さの最高限度を定める。</li> <li>5. 環境負荷低減に配慮した持続可能な都市環境の形成を図るため、建築物の省エネルギー化及び再生可能エネルギー活用の推進に努める。</li> <li>6. にぎわいの中にも秩序と風格のある都市景観の形成を創出するよう、建築物等の意匠に配慮する。また、大規模な建築物については、地区のシンボルとなるような意匠に努め、屋外広告物については、掲出位置、規模、形状、色彩などの基準化に努める。</li> </ol>
<p>再開発等促進区</p>	<p>面積</p>	<p>約2.0ha</p>

土地利用に関する基本方針	<p>地区全体における都市機能の更新及び合理的な土地の高度利用の促進を図るため、土地利用に関する方針を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 地区の西側及び中央部では、国道2号沿道及び交通機能が集約する立地条件を活かし、優良な都市型居住機能及び商業・業務等の都市機能の集積を図ることにより、快適で良好な中心市街地の形成を図る。</li><li>2. 地区の東側については、シビックゾーンと交通結節点を繋ぐ、恵まれた立地条件を活かし、広場空間の創出を図ることにより、ウォークアブルな中心市街地の形成を図る。</li><li>3. 各街区の道路に面する部分等においては、ゆとりと潤いのあるオープンスペースの創出を図る。</li></ol>
--------------	--

## 理由書（原案）

本地区は、都市核の一つに位置付けられる阪神西宮駅の北側にあり、地区の北側には国道 2 号および国道 171 号が位置し、公共交通や幹線道路などの主要な交通網が集中する地区となる。また、平成 30 年度以降、阪神西宮駅に併設している商業施設の増築工事が完了し、一定の賑わいを創出しているほか、隣接する本庁舎周辺地区では、防災関連部局を集約した市役所第二庁舎（危機管理センター）が完成するなど、行政機能の集約化を進めているところである。

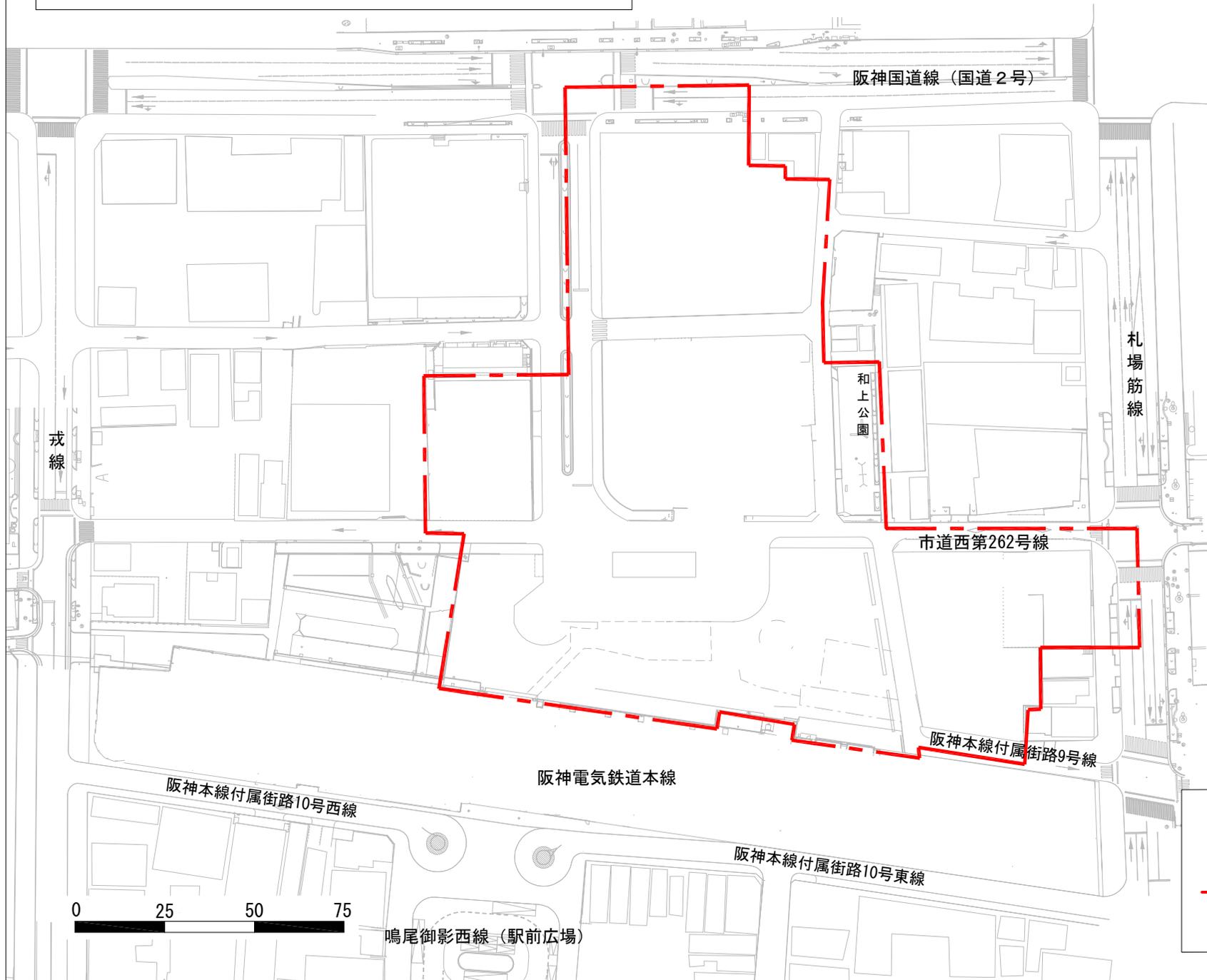
一方で、本地区には、駐車場などの低未利用地となっている土地の高度利用の推進、都市核に求められる多様な都市機能の集積、交通利便性や安全性確保のための自動車（一般車両・バス・タクシー）と歩行者の錯綜の解消及び交通結節機能の向上といった課題がある。

地区計画では、都市核として都市の拠点となる本地区において、土地の高度利用や都市機能の集積、交通結節機能の強化を推進し、都市核にふさわしい魅力ある拠点市街地を形成するため、土地利用や公共施設等の整備、建築物等の整備の方針を定める。

阪神西宮駅北地区地区計画 計画図（原案）



A4:1/1500



— 凡 例 —

— — — — — 地区計画区域界  
(再開発等促進区)

